

令和8年度

本募集

芦屋市霊園

一般墓地

使用者募集



芦屋市霊園ホームページ
(本募集)

募集スケジュール（令和８年度）

本募集

申込受付	<u>受付期間 7月13日（月）～24日（金）※当日消印有効</u> 上記期間内に申込書類を芦屋市環境課まで郵送・持参してください。
受付結果の通知	<u>7月31日（金）頃</u> 申込者宛に受付結果通知書を郵送します。8月5日（水）までに通知書が届かない場合は、芦屋市環境課までご連絡ください。
公開抽選	<u>8月7日（金）午前10時から（参加自由）</u> 場所：芦屋市役所 東館3階 小会議室4・5（予定） 受付結果通知書を持参の上、直接会場へお越しください。 
抽選結果の通知	<u>8月14日（金）頃発送</u> 抽選となった方に抽選結果通知書を郵送します。 また、当選者には使用許可申請に必要な書類を同封します。
使用許可申請	<u>8月17日（月）～9月4日（金）</u> 芦屋市役所北館3階環境課まで申請書を持参していただき、使用にあたっての説明と納付書を配布します。
使用料・維持費の納付	<u>納付期限 10月5日（月）</u> 納入期限までに納付書で一括してお支払いください。 公金取扱金融機関は、右記よりご確認ください。  公金取扱金融機関 （市ホームページ）
使用許可	<u>使用許可日 11月1日（日）</u> 使用料・維持費の納付を確認した後、一般墓地使用許可書を発行し、郵送します。使用許可日以後、墓地を使用することができます。
墓石・巻石等の建立	<u>建立期限 令和9年10月31日（日）</u> 使用許可後1年以内に墓石、巻石等を建立してください。

2次募集

	<u>令和8年11月9日（月）～12月23日（水）</u> 本募集で使用者が決まらなかった区画について、2次募集を行います。 11月9日（月）～11日（水）の間は、本募集で当選されなかった方（補欠当選者及び落選者）のみを対象に受付を行います。
--	---

申込方法

本案内の内容をよくご確認の上、下記期間内にお申し込みください。
また、**申込み前に必ず現地をご確認ください。**

1 申込受付期間

令和8年7月13日（月）～7月24日（金）※当日消印有効

※申込状況は、7月17日（金）に公開します。（1回のみ）

2 申込みできる方

次の①～⑤すべての項目に当てはまる必要があります。

- ① 申込受付終了日（令和8年7月24日）時点で1年以上継続して、芦屋市に住民登録をしていること。
- ② 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- ③ 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の生前申込を行っていないこと。
※合葬式墓地（生前予約）の使用を辞退する場合は申込み可能です。
- ④ 使用許可後1年以内に墓石、巻石等を設置できること。
- ⑤ 使用料及び維持費（月割相当額）を令和8年10月5日（月）までに一括納入できること。

3 申込みできる区画数

1世帯につき1区画1通のみ

※ただし、過去5年間に4回以上申込みし、一度も本募集に当選されなかった方は、2区画申込みできます。
（1つの区画に対して2通申し込むことはできません。）

4 申込書類

① 芦屋市霊園一般墓地使用申込書

希望する墓地の区画番号を1つだけ選んで申し込んでください。
2区画申込み対象の方は、過去の申込年度を必ず記入してください。

② 住民票の写しの原本（申込者世帯全員が表示されているもの）

ただし、環境課が住民票を閲覧することに同意する場合は添付不要です。
(①申込書内に同意チェック欄あり)

「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」(※)は、申込書類③④も必要です。

※「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは

- ・墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が申込日時点で自宅等にある方（埋火葬許可証（原本）があること）をいいます。
- ・「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」は、埋蔵する遺骨をお持ちではない方よりも抽選の際に優先されます。（4ページ参照）
- ・他の墓地等からの改葬や分骨による申込みの方は優先となりません。
- ・この優先は、1つの遺骨に対して1世帯のみが対象です。

③ 埋火葬許可証の写し（埋蔵する遺骨を火葬したときに受け取ったもの）

④ 戸籍謄本等（埋蔵する遺骨と申込者との関係性がわかるもの）

申込者と遺骨の氏が異なる場合のみ提出してください。

5 提出先

○郵送する場合 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市 環境課 霊園・火葬場係 あて

○持参する場合 芦屋市役所 本庁舎北館3階 環境課 霊園・火葬場係

※芦屋市霊園内にある霊園事務所では受け付けていません。提出の際はお間違えのないようご注意ください。

6 その他注意事項

- ・ 申込み受付後に区画の変更はできません。
- ・ 申込者の変更は原則認めません。
- ・ 提出した書類等は返却しません。
- ・ 石材業者等による申込み代行は受付けできませんので、使用者ご自身でお申込みください。また、芦屋市では石材業者を指定していません。

29・30ページに「一般墓地使用における注意事項」を掲載していますので、あわせてご確認ください。

当選者等の決定方法

1 当選者の決定方法

① 申込者が1名の区画

その申込者に決定します。

なお、2区画申込みをされた方（2ページ参照）のうち、抽選なく決定した区画がある場合は、その区画に決定し、他方は辞退扱いとなります。

② 申込者が2名以上の区画

抽選により決定します。

ただし、「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」（3ページ参照）を優先とし、それでも重複した場合は、その方々のみで抽選します。
なお、抽選となった方には、受付結果通知書にてお知らせします。

公開抽選（参加自由）

○日時 8月7日（金）午前10時から

○場所 芦屋市役所東館3階小会議室4・5（予定）

※受付結果通知書を持参の上、直接会場へお越しください。

※抽選結果は、市ホームページでも公開します。

2 補欠当選者の決定方法

公開抽選時に、区画ごとに抽選で1名の補欠当選者を決めます。当選者が辞退した場合は、繰上当選となりますので、後日連絡します。

なお、当選者の辞退期限は令和8年10月5日（月）とし、繰上当選者の使用料・維持費の納付期限や使用許可予定日は、個別に設定します。

当選後の手続き

当選者には、抽選結果通知の際に、今後の手続きの詳細をお知らせします。手続きのスケジュールは、1ページをご確認ください。

申請書類（予定）

- ①一般墓地使用許可申請書（実印押印）、②一般墓地使用における同意書、③印鑑登録証明書、④戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

永代使用料・維持費

○ 永代使用料

種別	面積	1㎡当たりの金額
普通墓地	12㎡以上	1,500,000円
	6㎡以上12㎡未満	1,125,000円
	6㎡未満	750,000円
芝生墓地	一律	1,125,000円

○ 維持費（霊園の維持管理に必要な年間経費）

種別	1㎡当たりの金額
普通墓地・芝生墓地（同額）	1,220円

※毎年4月に納付していただきます。
（申請年度分は月割相当額です。）

※1㎡当たり1,220円は、令和8年4月現在の金額です。

募集区画一覧（令和８年度本募集）

現地に区画番号・面積を標示しています。

現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
12-6-0003	芝生	7.8	8,775,000	9,516
12-6-0004	芝生	9.4	10,575,000	11,468
12-6-0012	芝生	17.0	19,125,000	20,740
12-6-0018	芝生	13.0	14,625,000	15,860
12-6-0042	芝生	10.0	11,250,000	12,200
12-6-0055	芝生	10.0	11,250,000	12,200
12-5-1121	普通	2.9	2,175,000	3,538
12-5-2121	普通	2.9	2,175,000	3,538
13-5-0171	普通	2.4	1,800,000	2,928
13-5-1033	普通	3.0	2,250,000	3,660
13-5-1221	普通	2.0	1,500,000	2,440
13-5-2033	普通	3.0	2,250,000	3,660
13-5-2221	普通	2.0	1,500,000	2,440
13-5-3221	普通	2.0	1,500,000	2,440
13-5-4221	普通	2.0	1,500,000	2,440
14-5-0008	普通	3.4	2,550,000	4,148
14-5-0029	普通	3.5	2,625,000	4,270
14-5-2002	普通	1.0	750,000	1,220
14-5-3002	普通	1.0	750,000	1,220
15-5-0037	普通	1.8	1,350,000	2,196
16-5-1034	普通	1.5	1,125,000	1,830
16-5-2034	普通	1.5	1,125,000	1,830
16-5-3034	普通	1.5	1,125,000	1,830
17-5-0221	普通	2.2	1,650,000	2,684
17-5-0431	普通	1.1	825,000	1,342
17-5-1226	普通	2.1	1,575,000	2,562
17-5-1243	普通	3.0	2,250,000	3,660
17-5-2226	普通	2.1	1,575,000	2,562
18-5-0029	普通	4.0	3,000,000	4,880

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
18-5-0049	普通	4.0	3,000,000	4,880
18-4-0075	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0079	普通	6.0	6,750,000	7,320
19-5-0005	普通	4.0	3,000,000	4,880
19-5-0050	普通	4.0	3,000,000	4,880
20-5-0035	普通	3.0	2,250,000	3,660
20-5-0185	普通	3.0	2,250,000	3,660
23-2-0058	普通	20.0	30,000,000	24,400
24-3-0094	普通	16.4	24,600,000	20,008
24-2-0100	普通	20.0	30,000,000	24,400
24-3-0137	普通	12.0	18,000,000	14,640
25-3-0019	普通	12.0	18,000,000	14,640
25-3-0029	普通	14.4	21,600,000	17,568
25-3-0043	普通	12.0	18,000,000	14,640
25-4-0132	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0150	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0155	普通	6.0	6,750,000	7,320
26-5-0020	普通	4.0	3,000,000	4,880
26-5-0080	普通	4.0	3,000,000	4,880
26-5-0172	普通	4.0	3,000,000	4,880
27-4-0028	普通	6.0	6,750,000	7,320
28-5-0013	普通	4.0	3,000,000	4,880
28-5-0020	普通	4.0	3,000,000	4,880
28-5-0027	普通	4.0	3,000,000	4,880
28-5-0050	普通	4.0	3,000,000	4,880
31-4-0033	普通	6.0	6,750,000	7,320
32-5-0142	普通	1.0	750,000	1,220
34-4-0008	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0016	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0065	普通	6.0	6,750,000	7,320
41-1-0002	普通	35.0	52,500,000	42,700
41-2-0033	普通	21.0	31,500,000	25,620
41-3-0066	普通	12.0	18,000,000	14,640

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
42-3-0012	普通	12.0	18,000,000	14,640
43-5-0057	普通	4.0	3,000,000	4,880
43-4-0162	普通	6.0	6,750,000	7,320
43-5-0209	普通	4.0	3,000,000	4,880
51-6-0104	芝生	5.2	5,850,000	6,344
52-4-0044	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-5-0086	普通	4.0	3,000,000	4,880
54-5-0042	普通	4.0	3,000,000	4,880
54-5-0075	普通	4.0	3,000,000	4,880
61-3-0006	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0122	普通	14.0	21,000,000	17,080
63-4-0082	普通	7.0	7,875,000	8,540
63-4-0141	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0062	普通	7.0	7,875,000	8,540
64-4-0068	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0078	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0167	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-5-0273	普通	4.0	3,000,000	4,880
64-5-0284	普通	4.0	3,000,000	4,880
64-5-0330	普通	4.0	3,000,000	4,880
64-5-0333	普通	4.0	3,000,000	4,880
64-5-0371	普通	4.0	3,000,000	4,880
65-5-0027	普通	4.0	3,000,000	4,880
65-5-0081	普通	4.0	3,000,000	4,880
71-5-0153	普通	3.0	2,250,000	3,660
72-5-0006	普通	4.0	3,000,000	4,880

※募集区画は、一般墓地使用者（使用許可を受けた者）から市に返還された再貸付墓地等です。



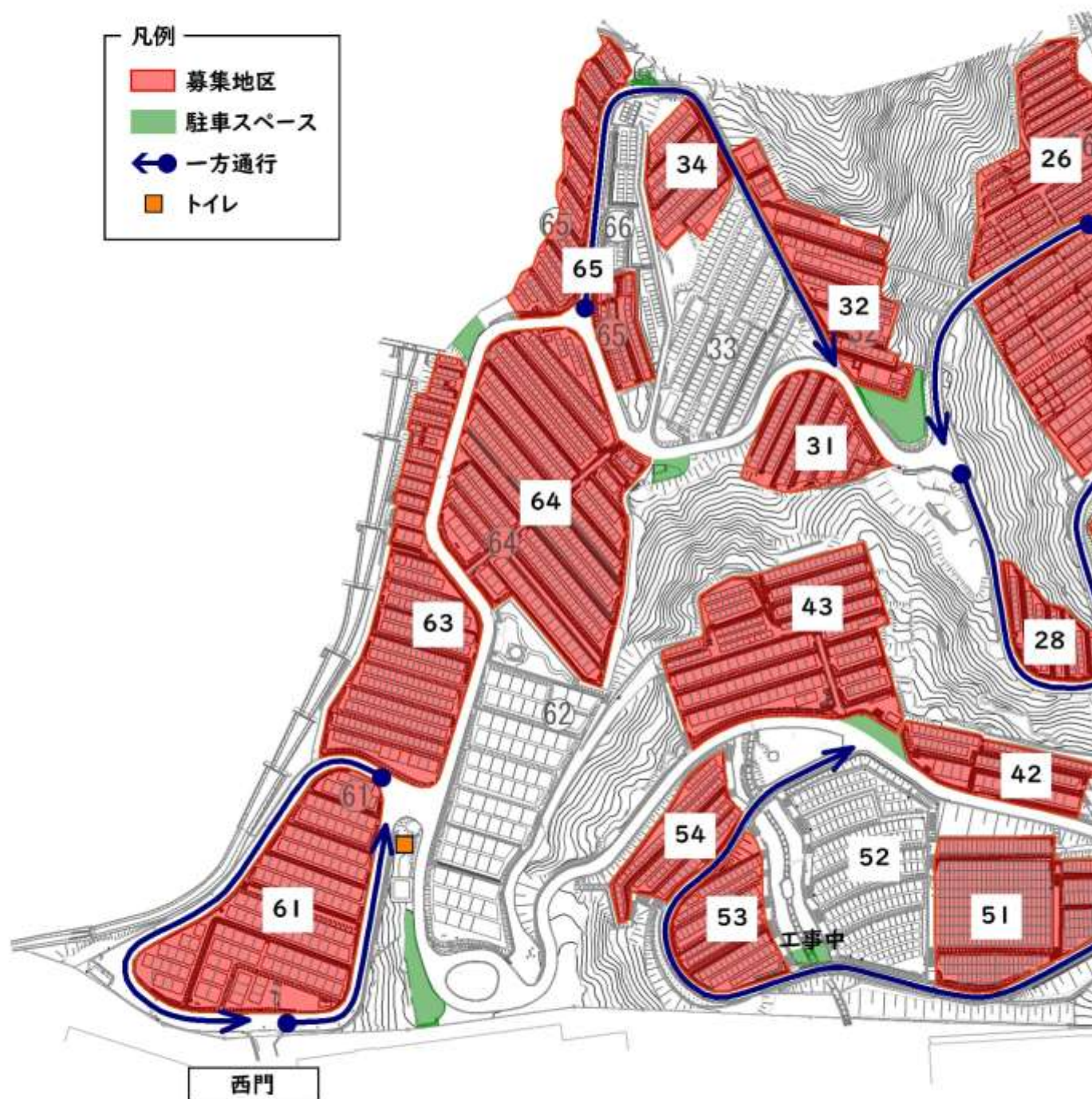
通年で申込み可能な**常時募集**でも、多数の区画（1.2㎡～）を募集しています。あわせてご確認ください。



芦屋市霊園
ホームページ
(常時募集)

芦屋市霊園全体図

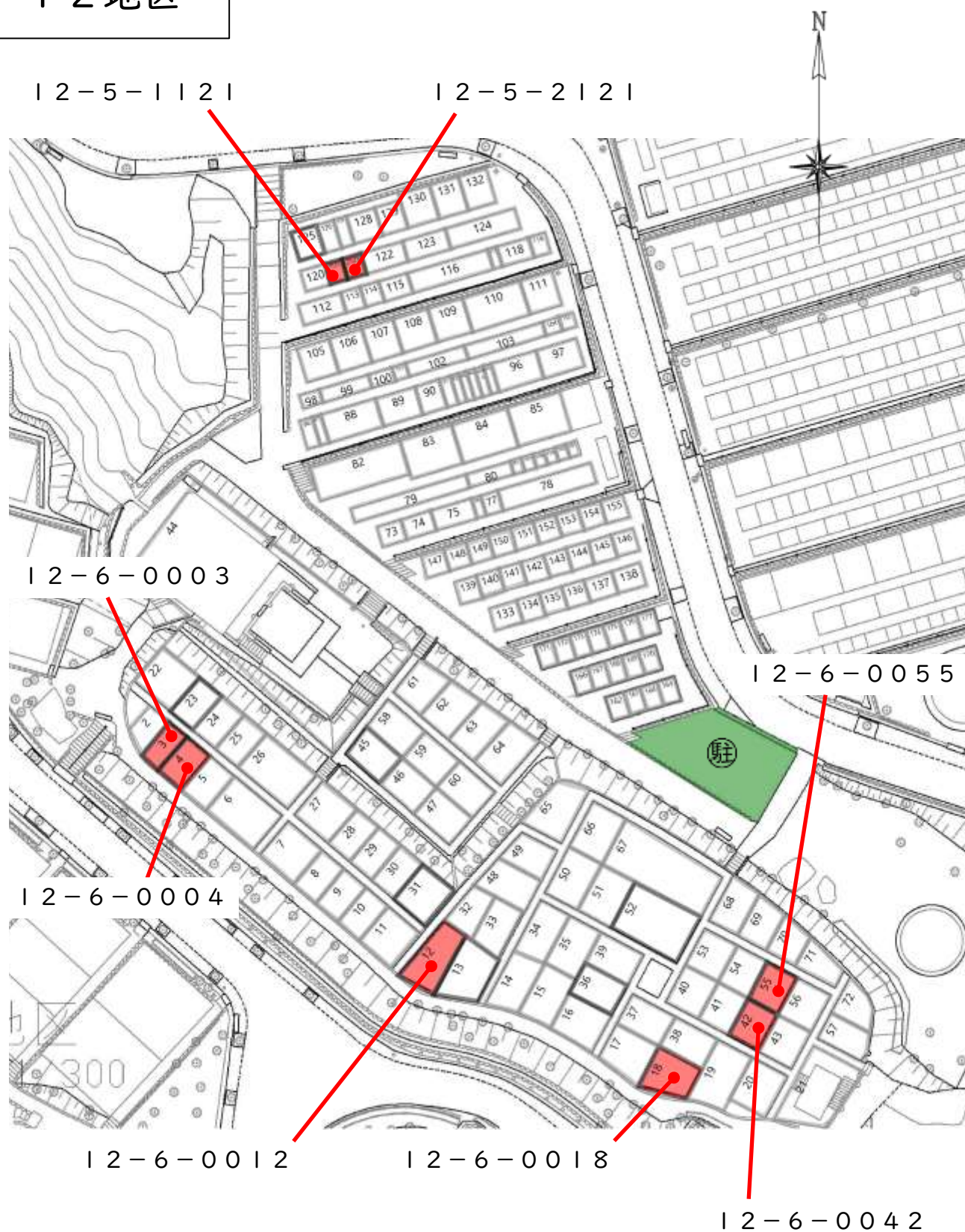
(令和8年度本募集で募集がある地区を色付けしています。)



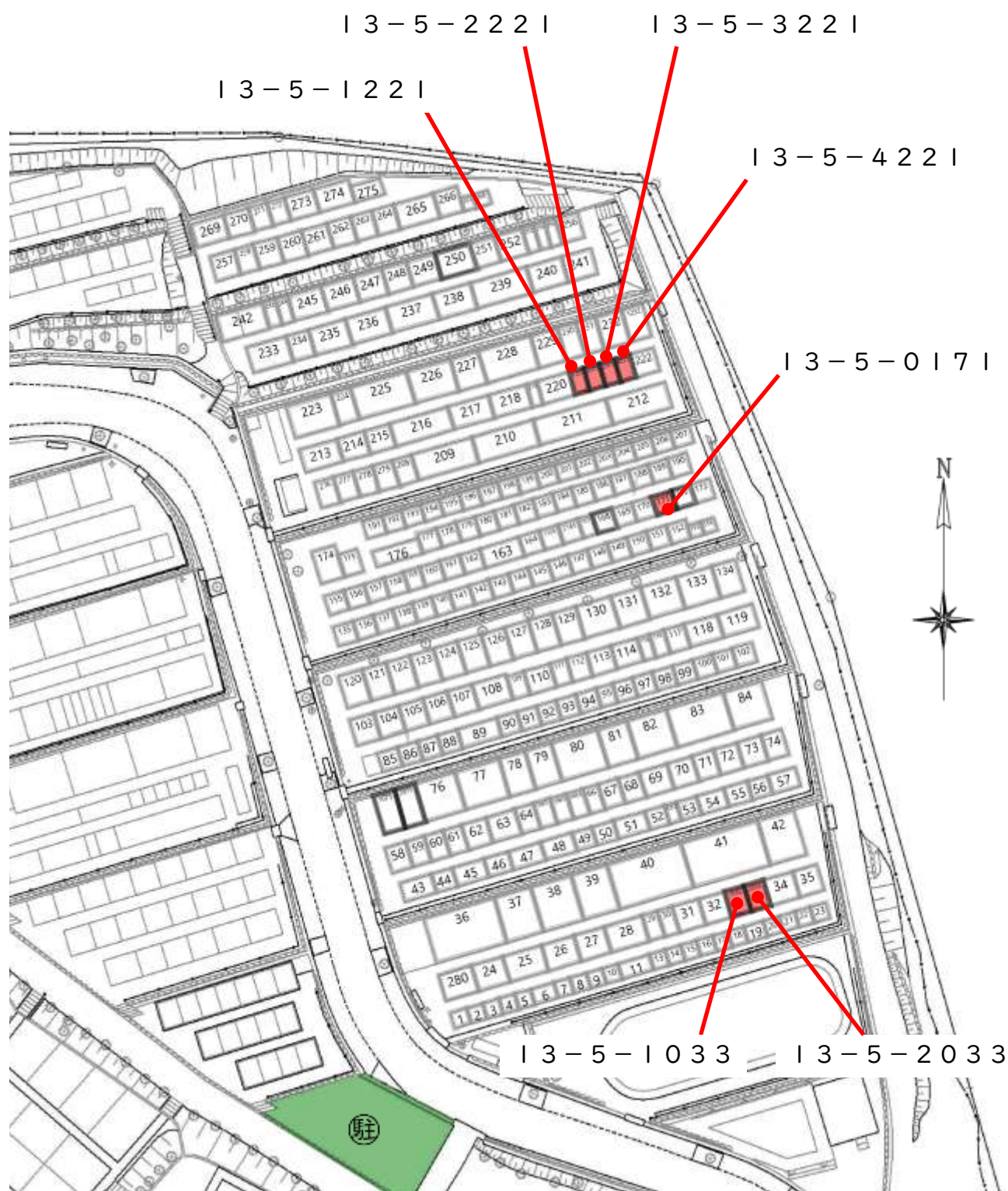


募集区画位置図（令和8年度本募集）

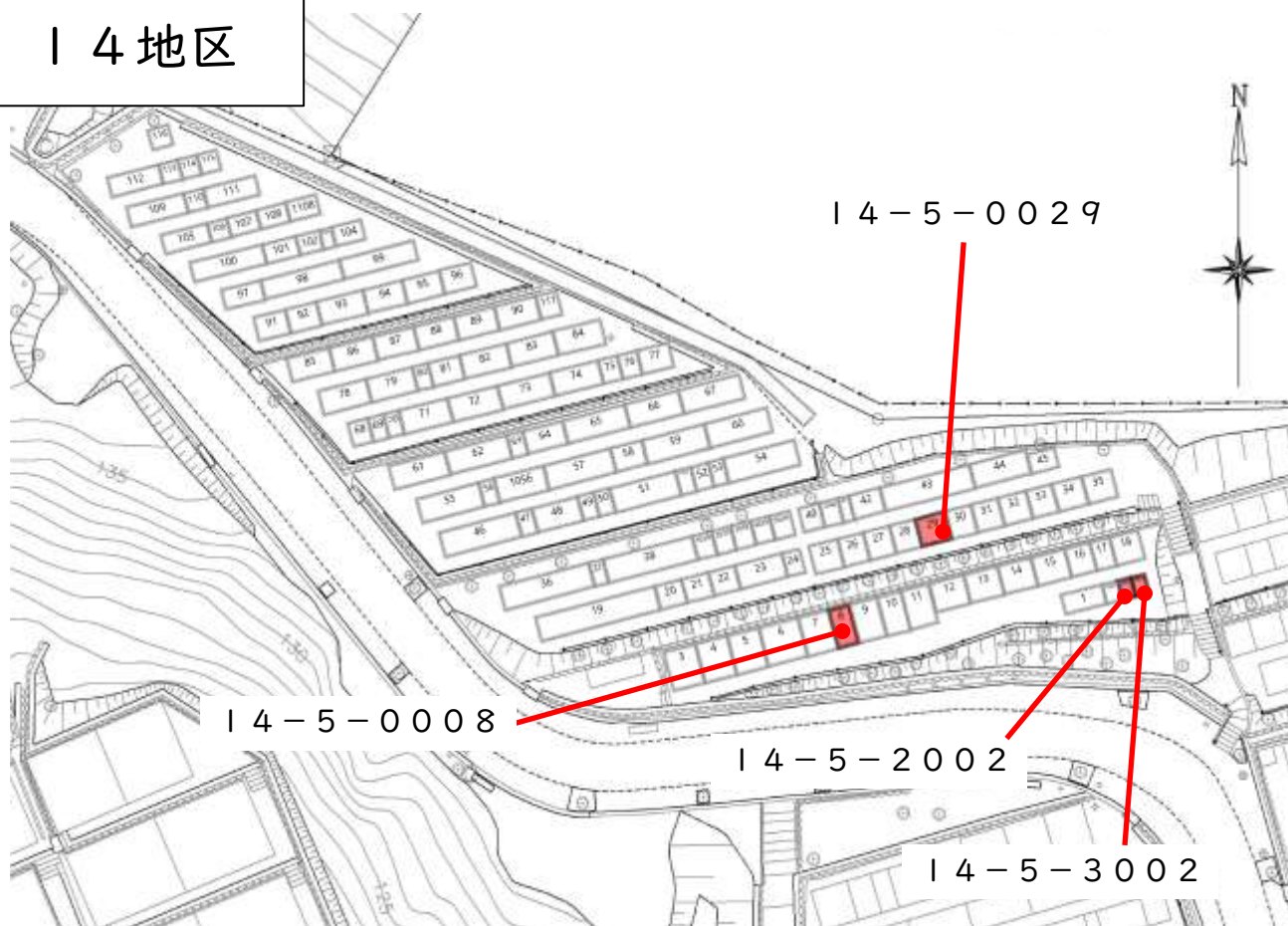
Ⅰ 2地区



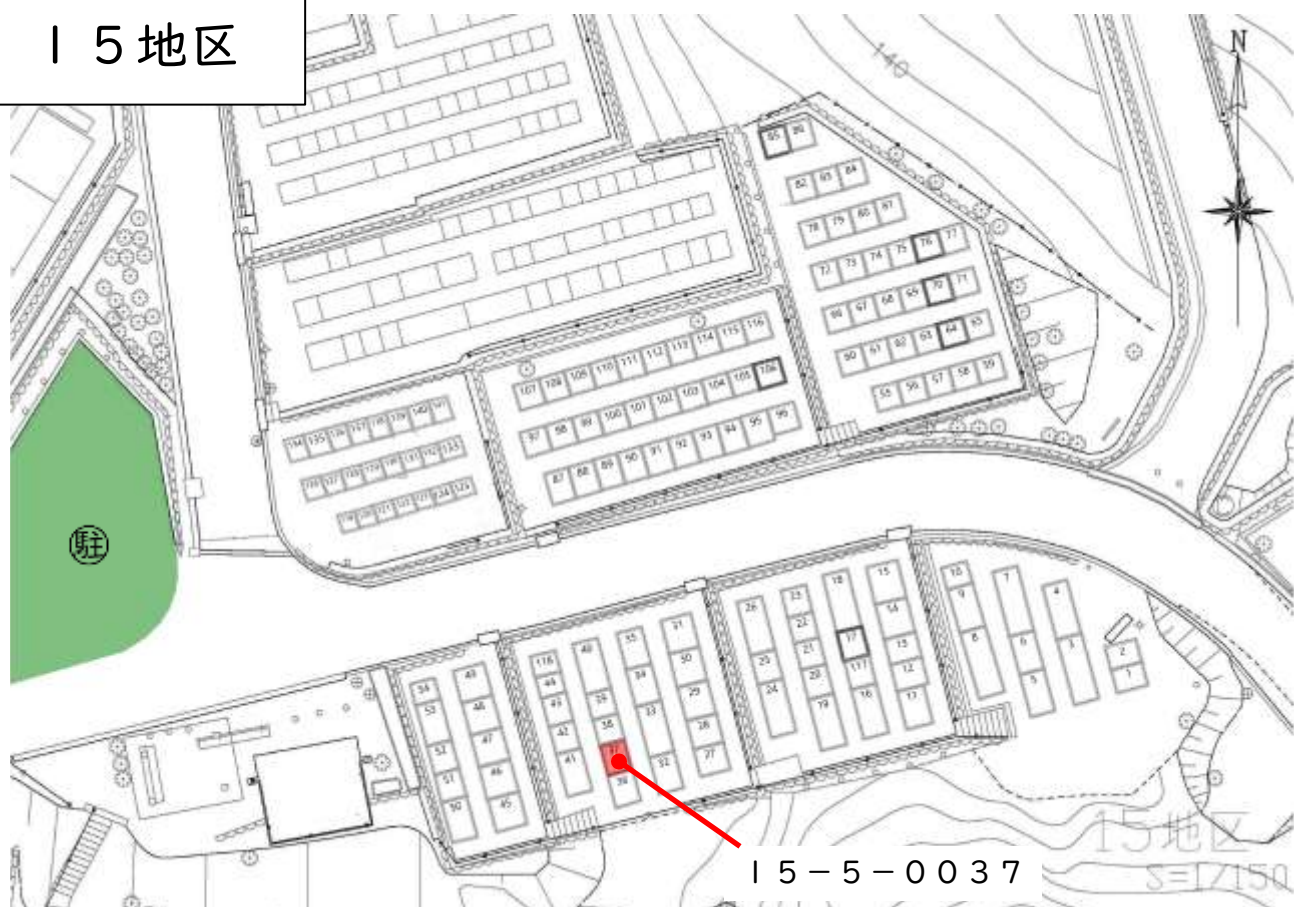
1 3地区



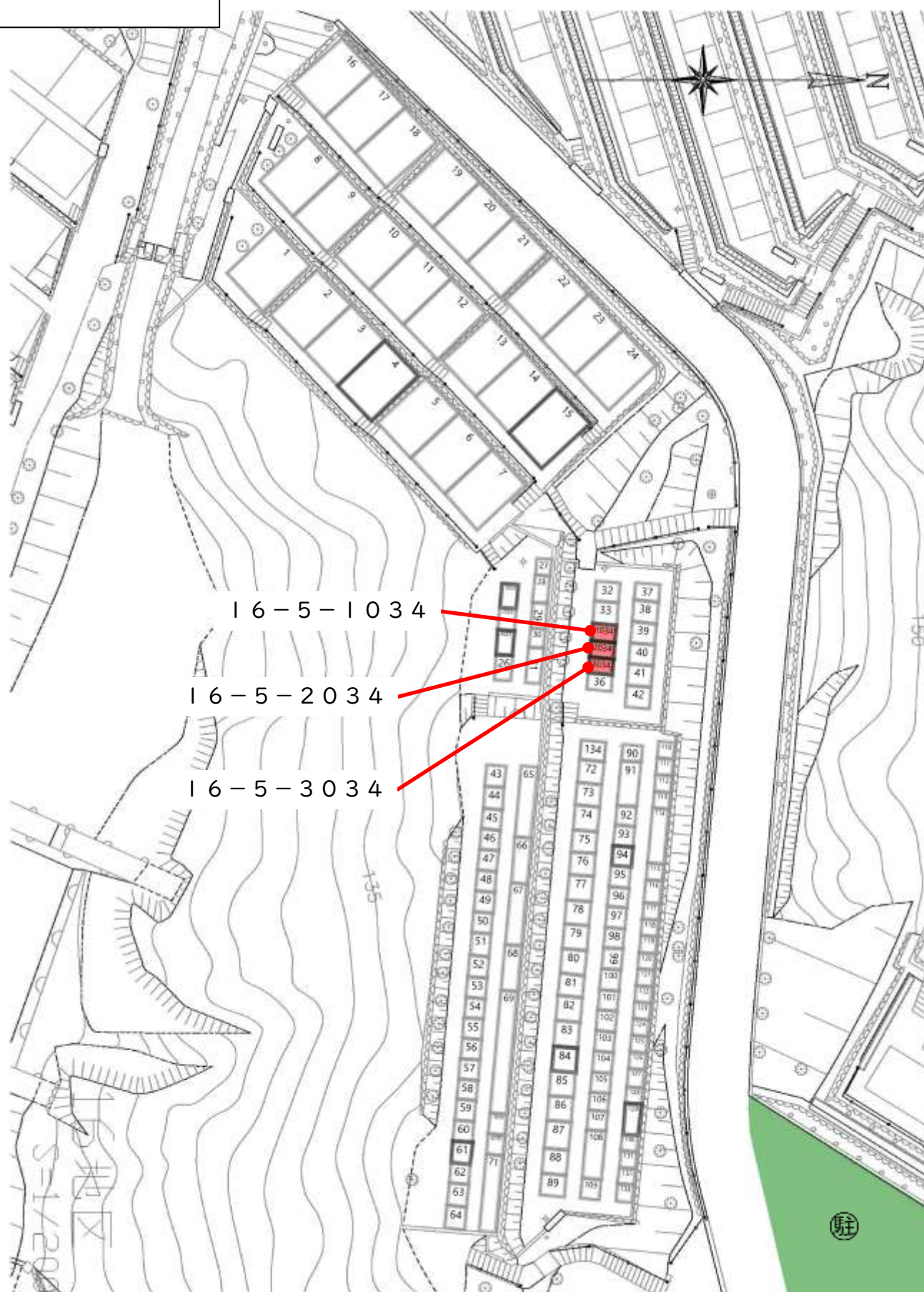
1 4 地区



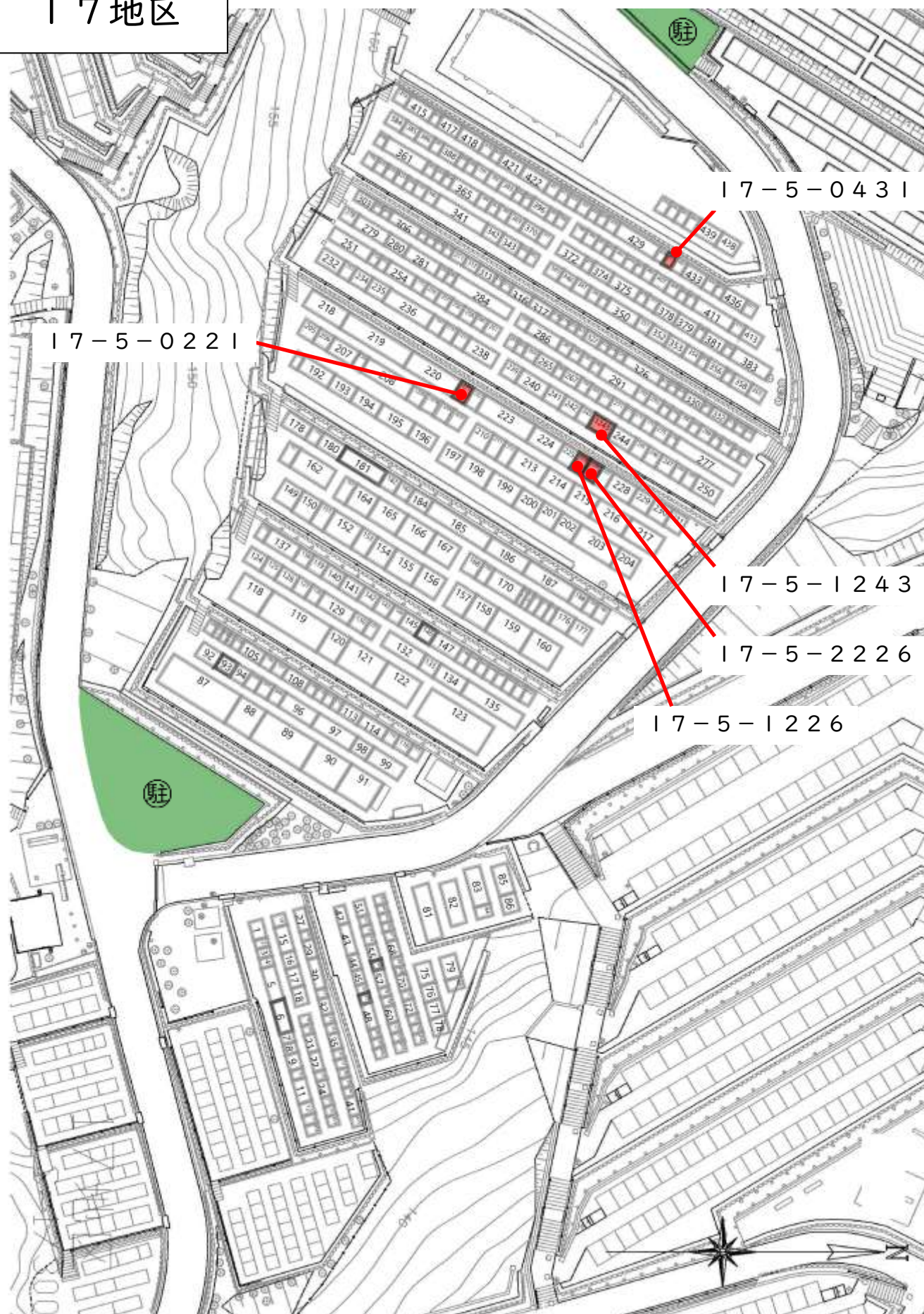
1 5 地区



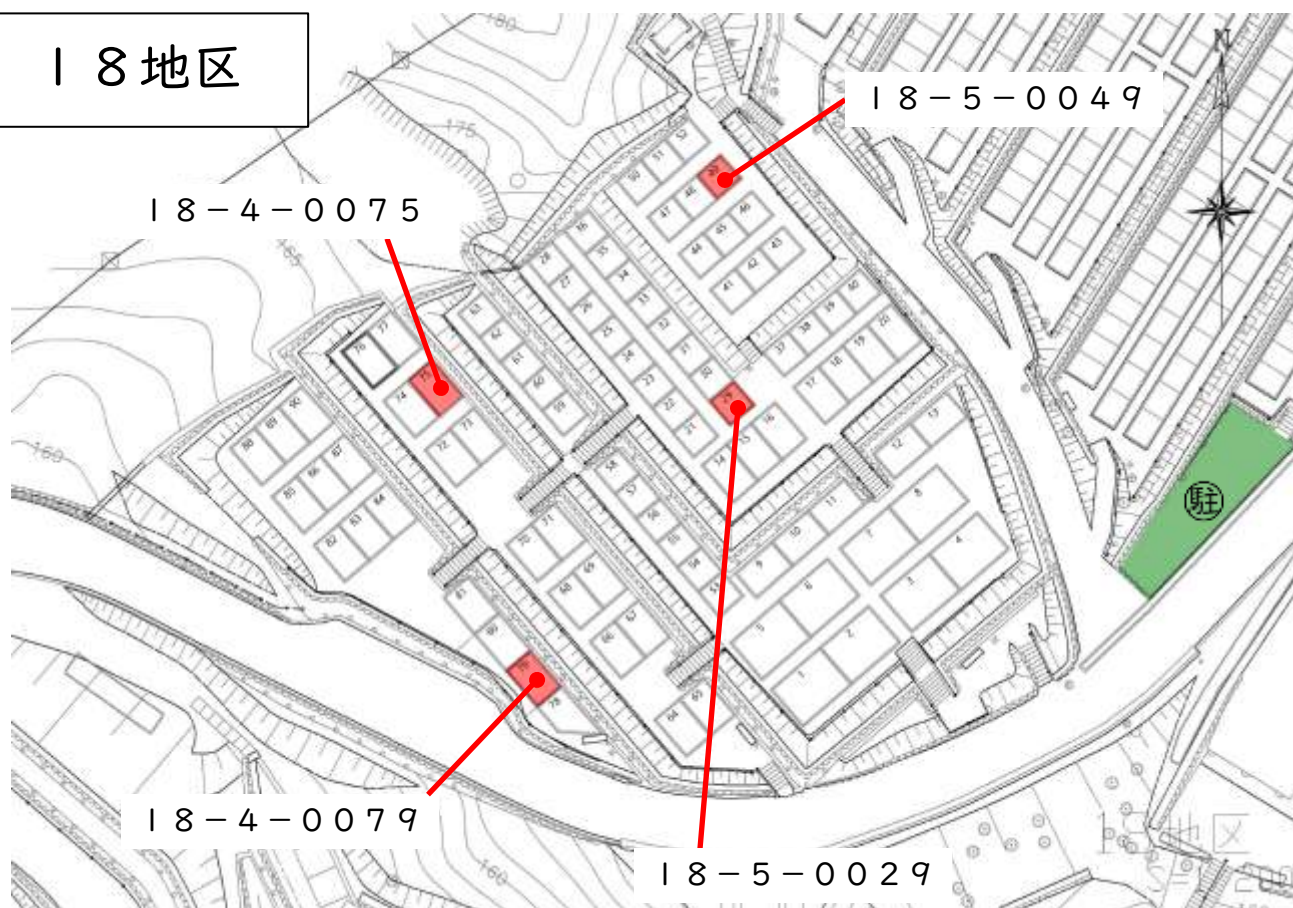
16地区



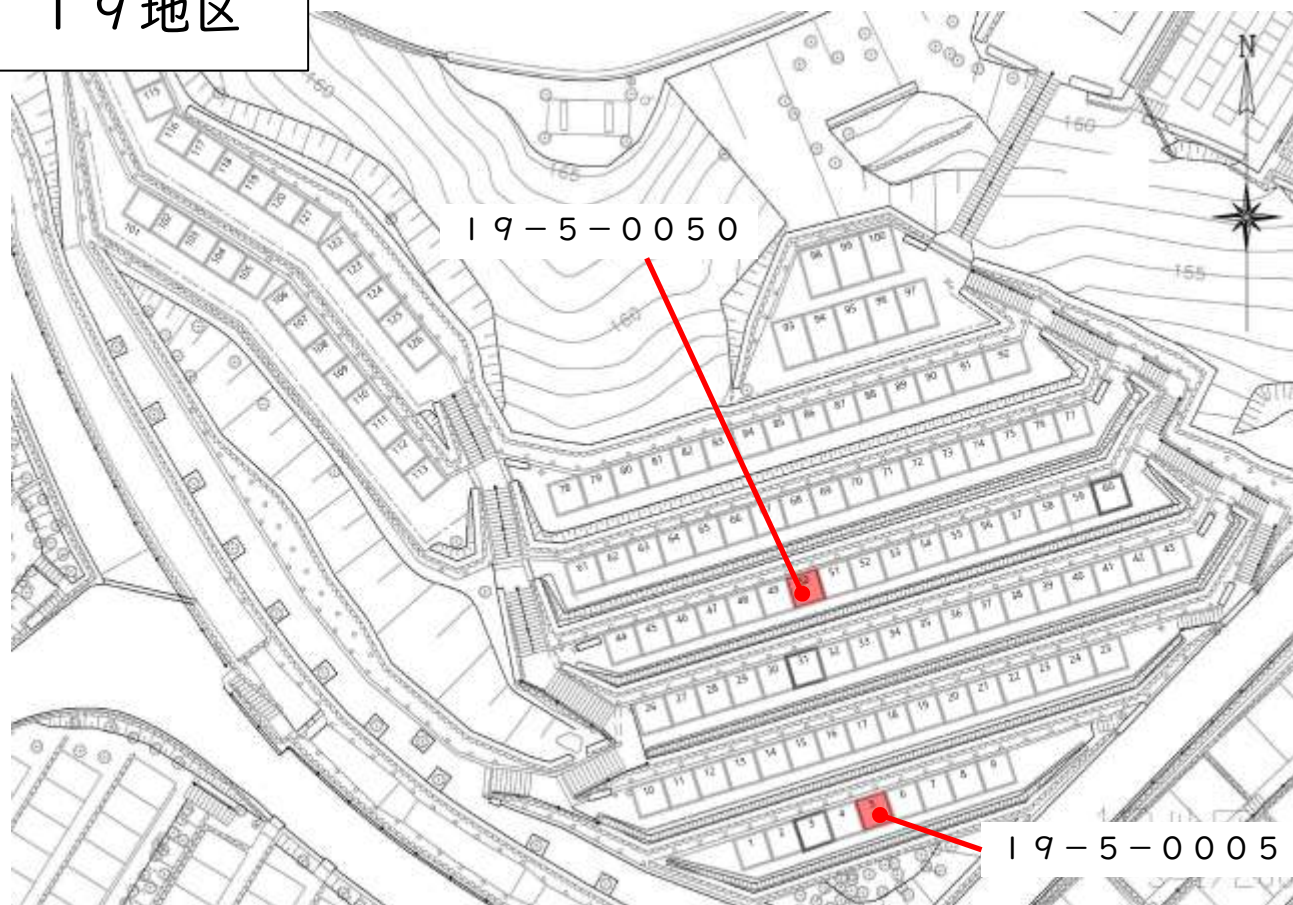
17地区



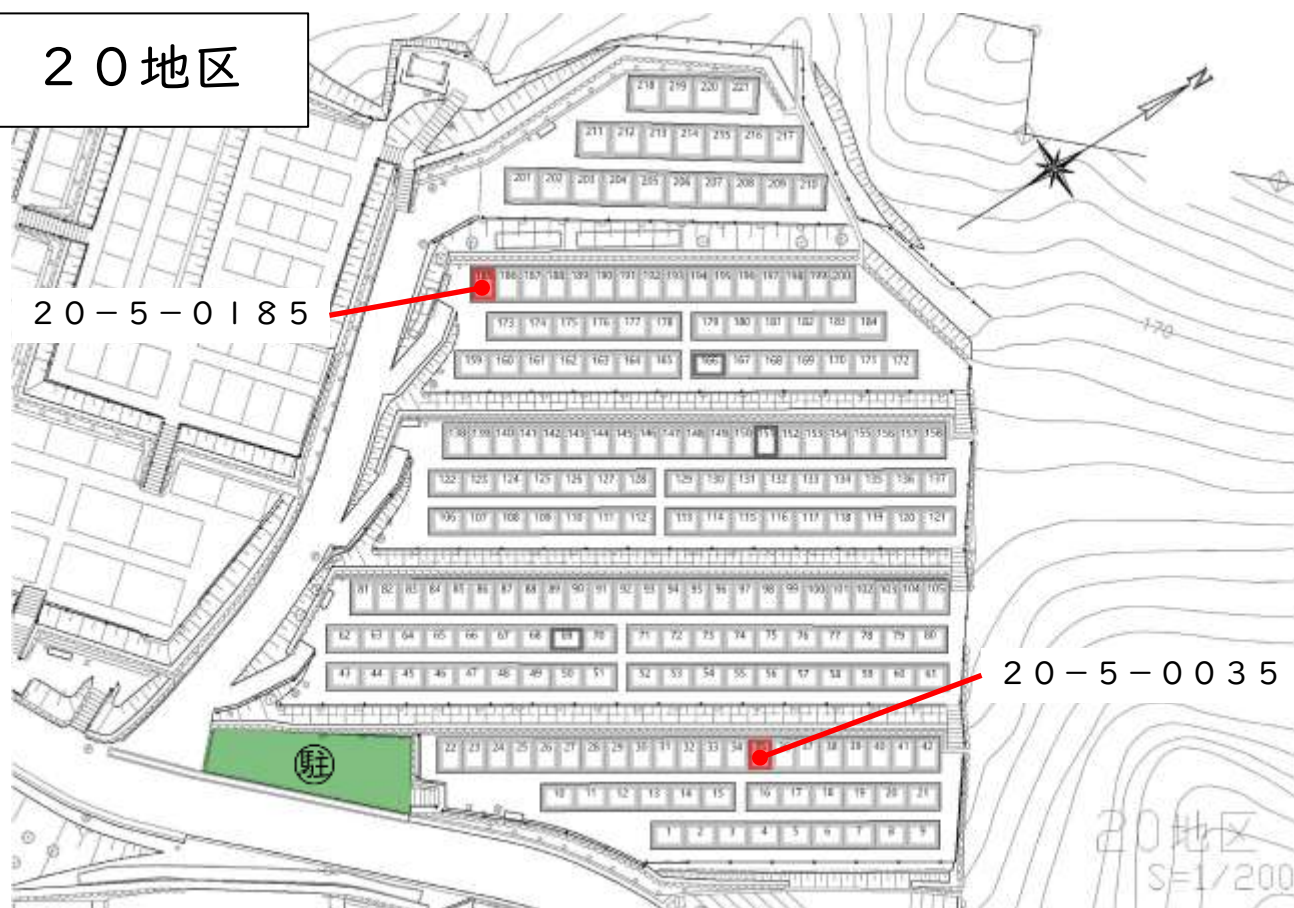
18地区



19地区



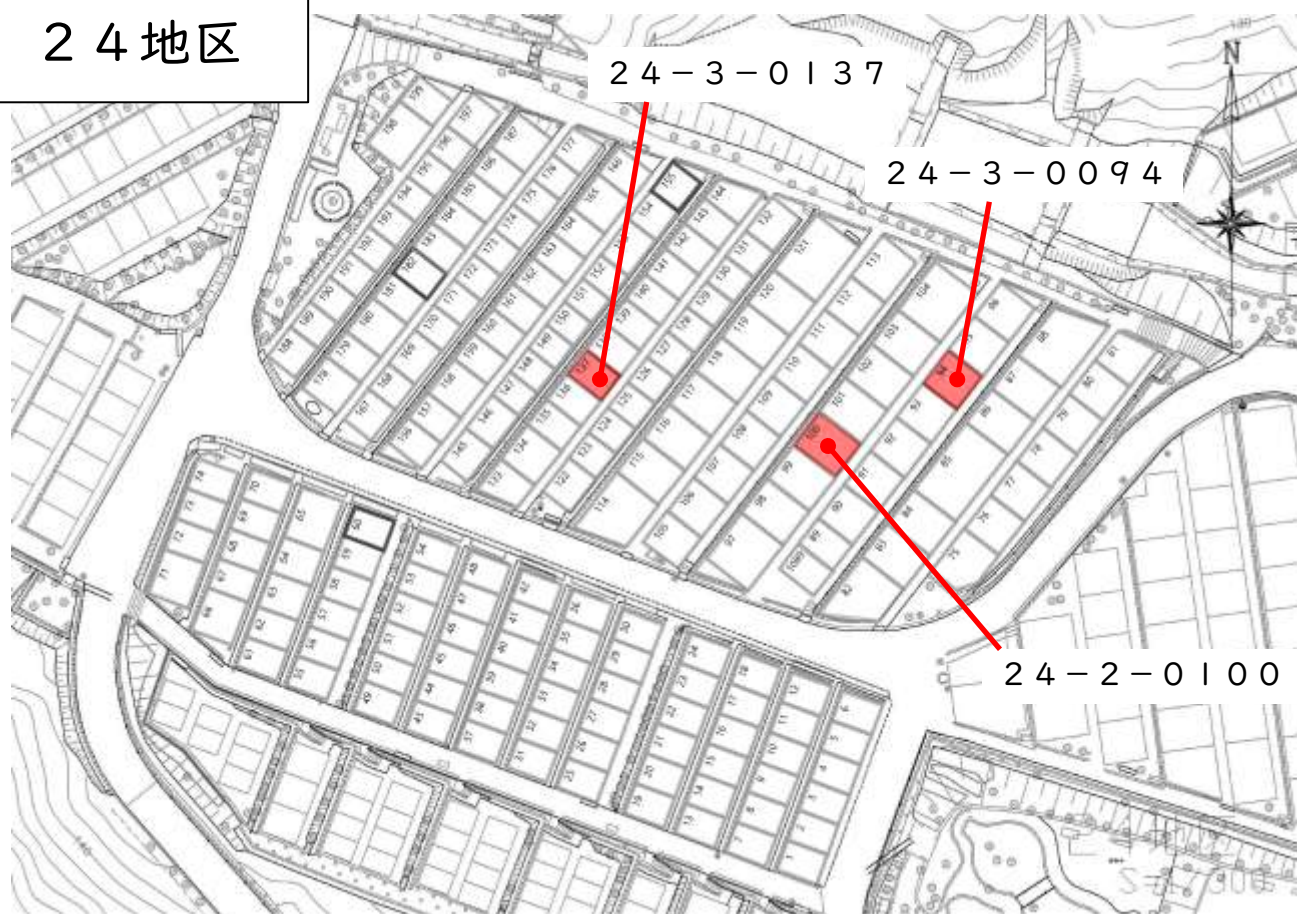
20地区



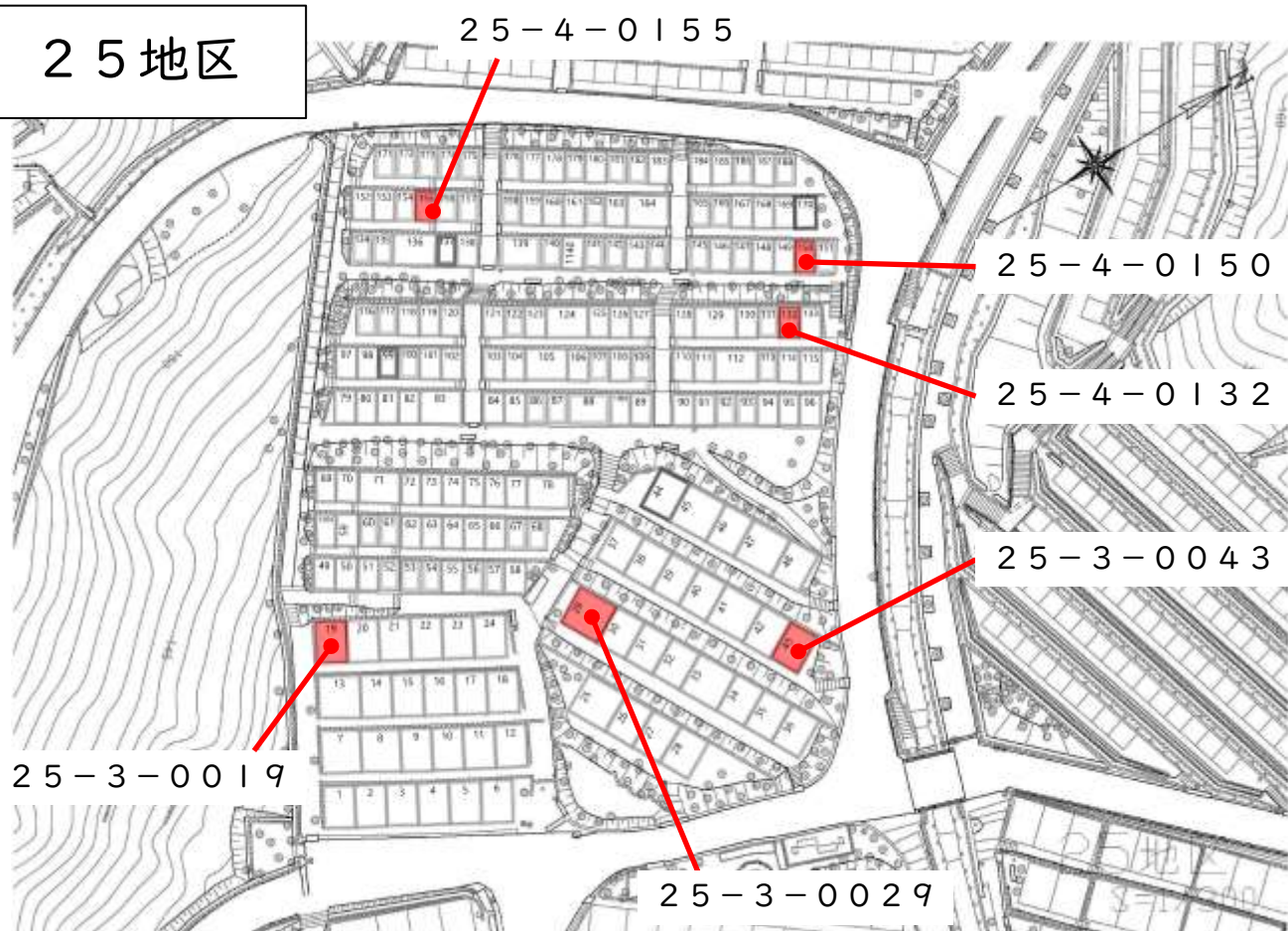
23地区



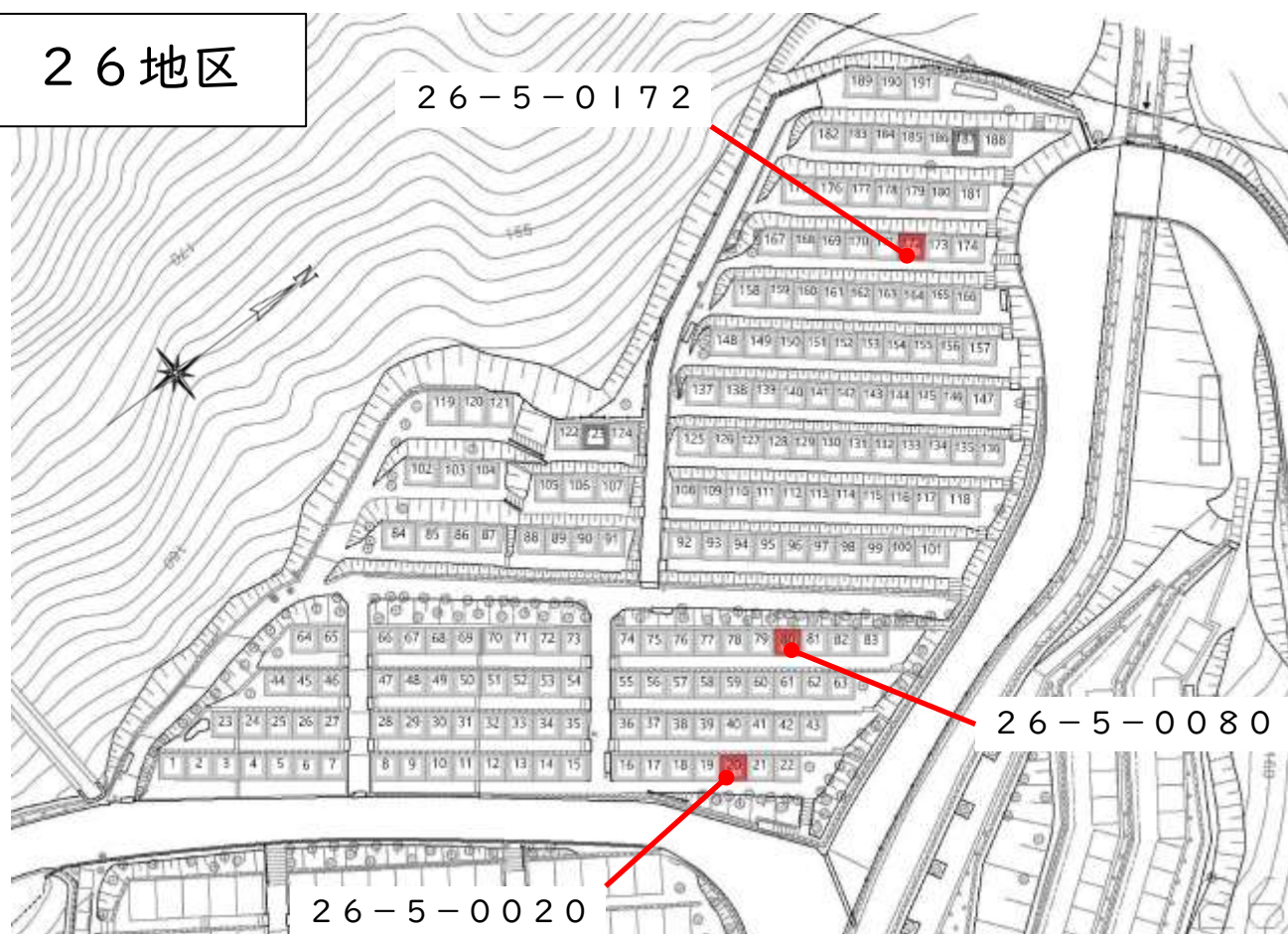
24地区



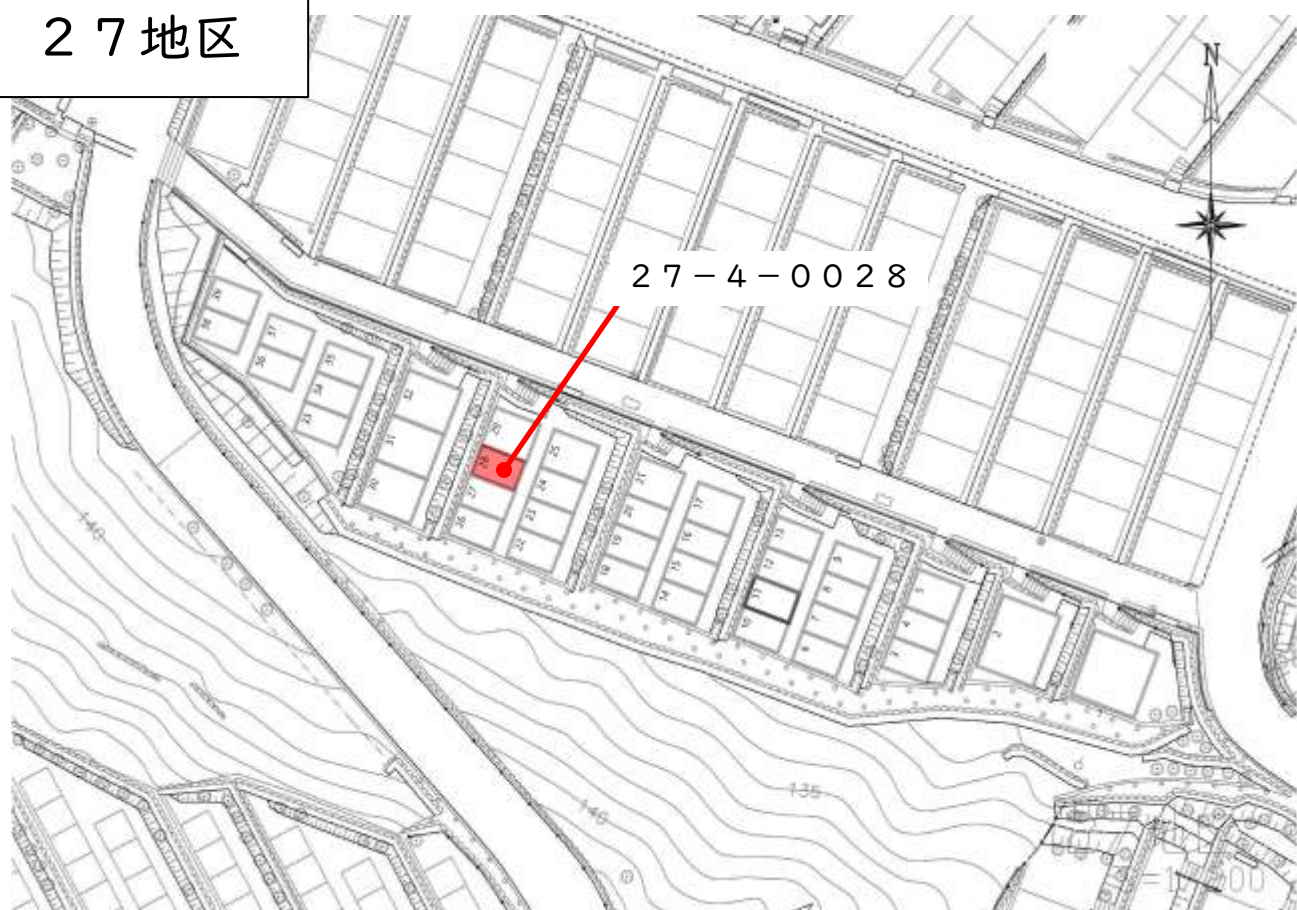
25地区



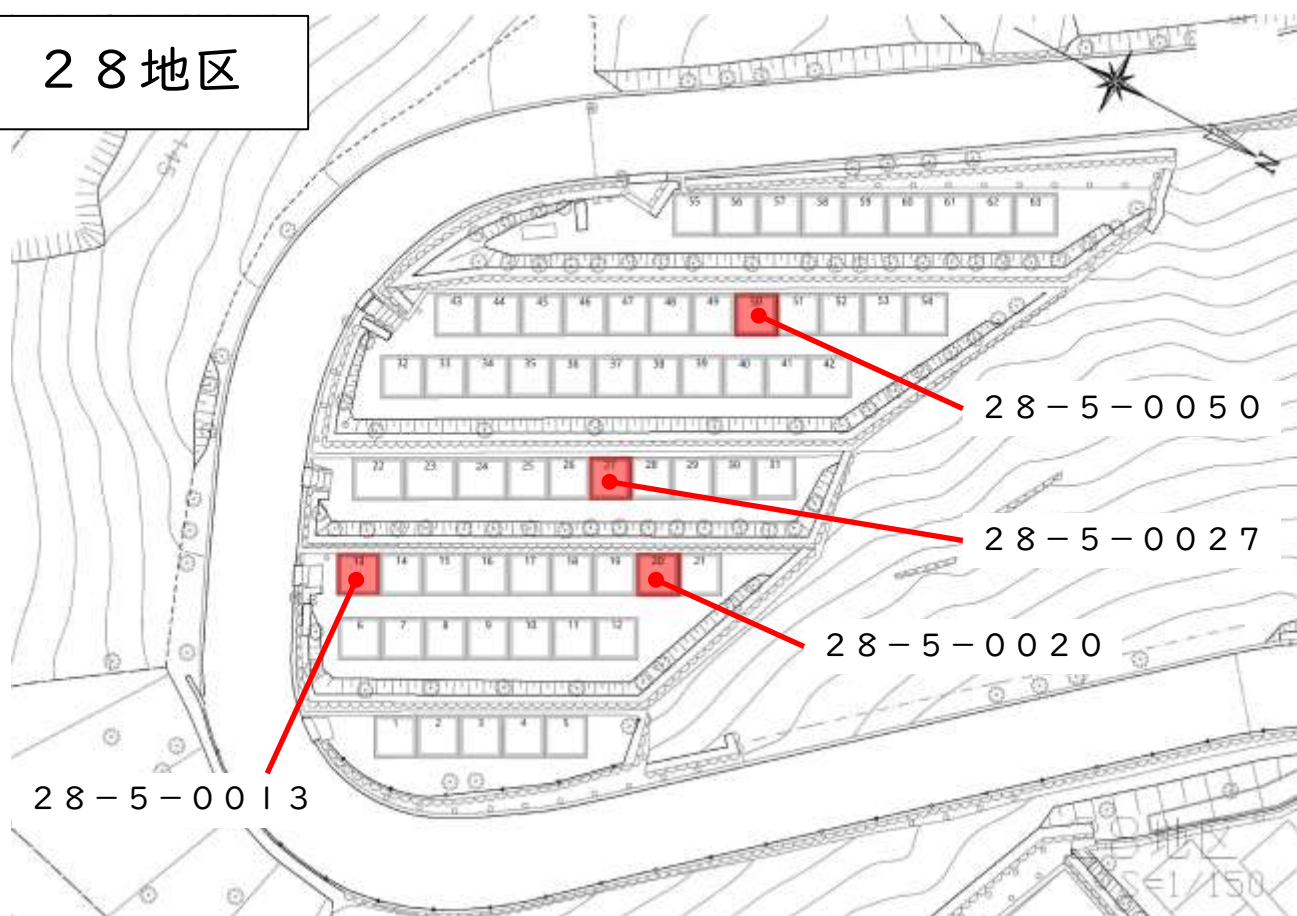
26地区



27地区



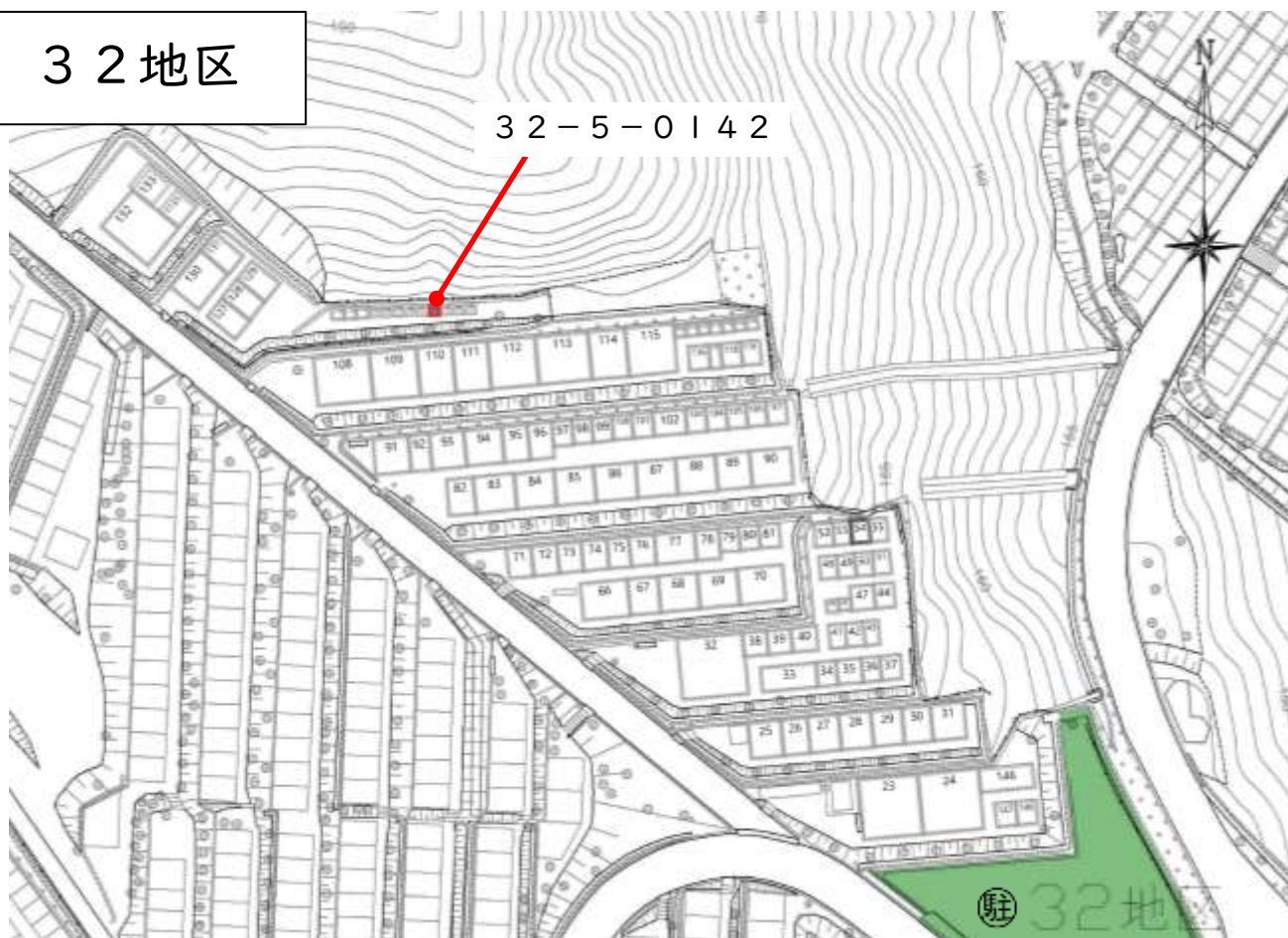
28地区



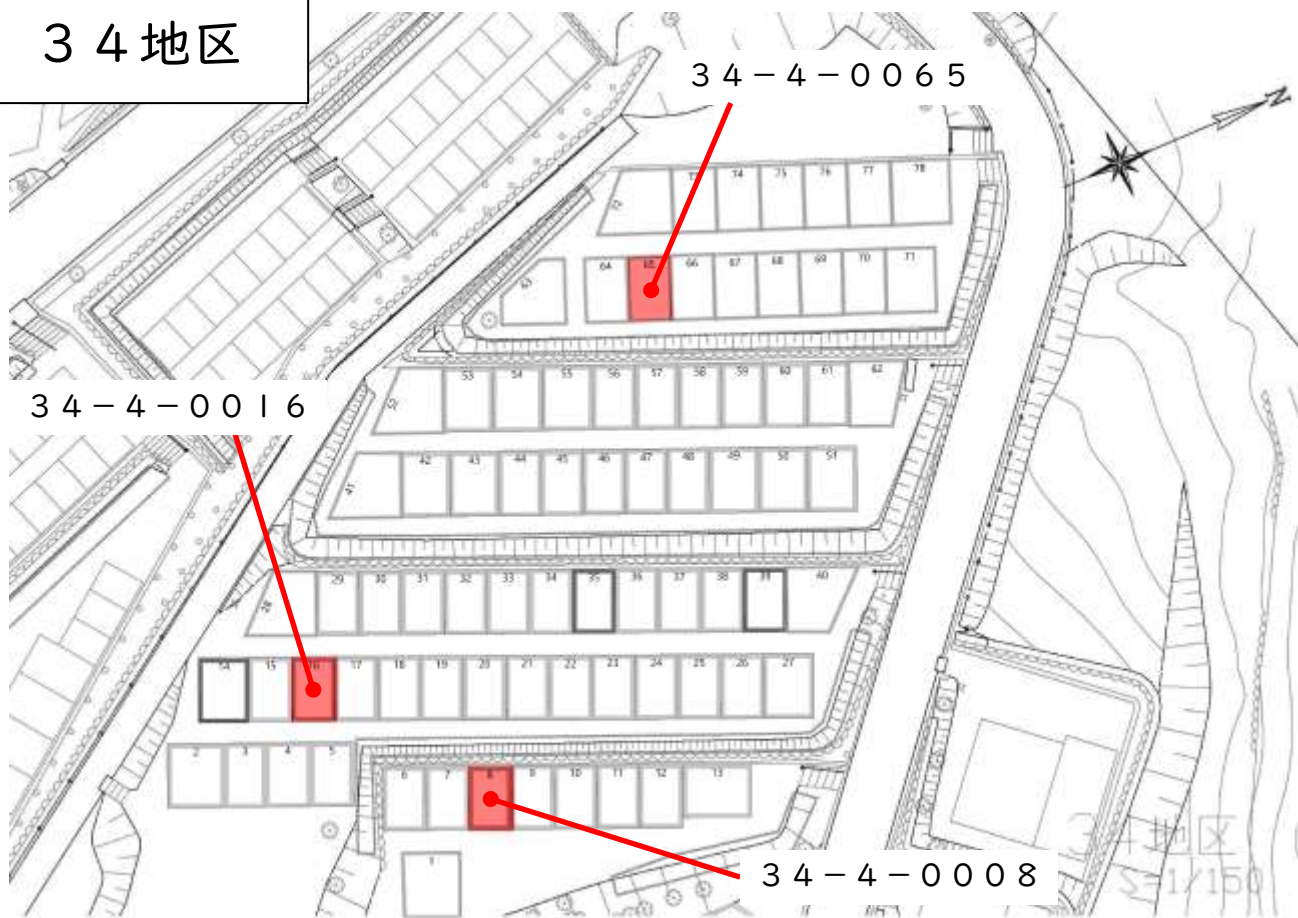
31地区



3 2 地区



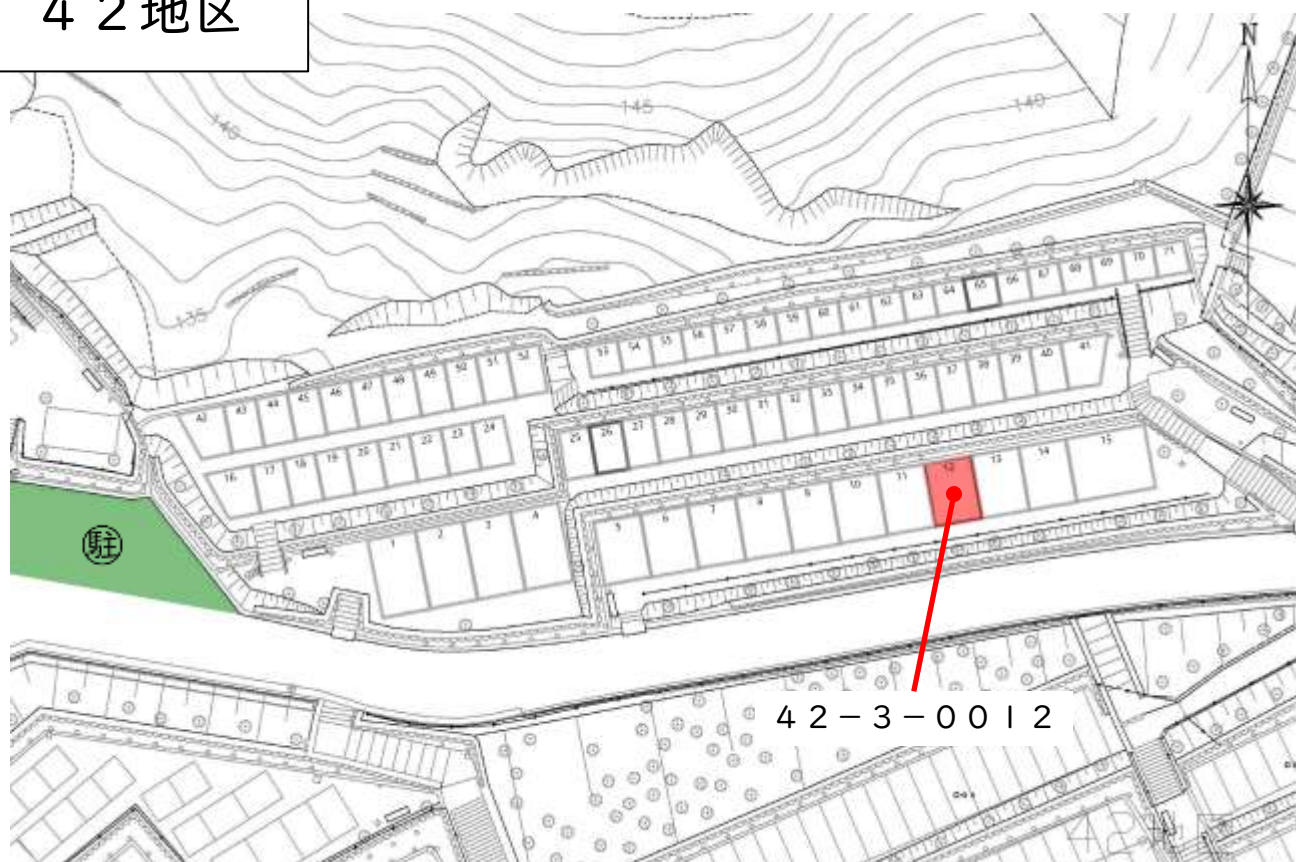
3 4 地区



4 1 地区



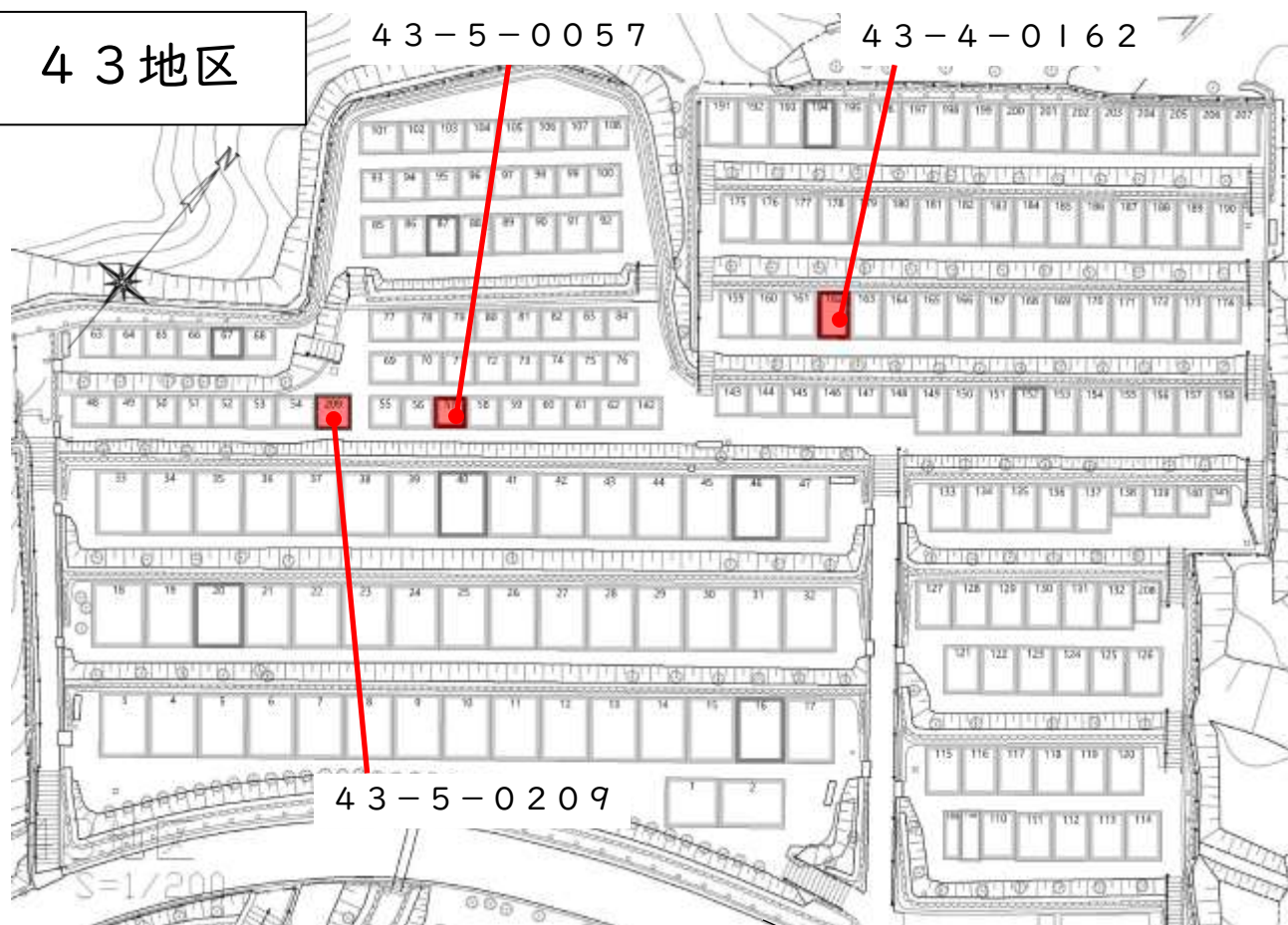
4 2 地区



4 3 地区

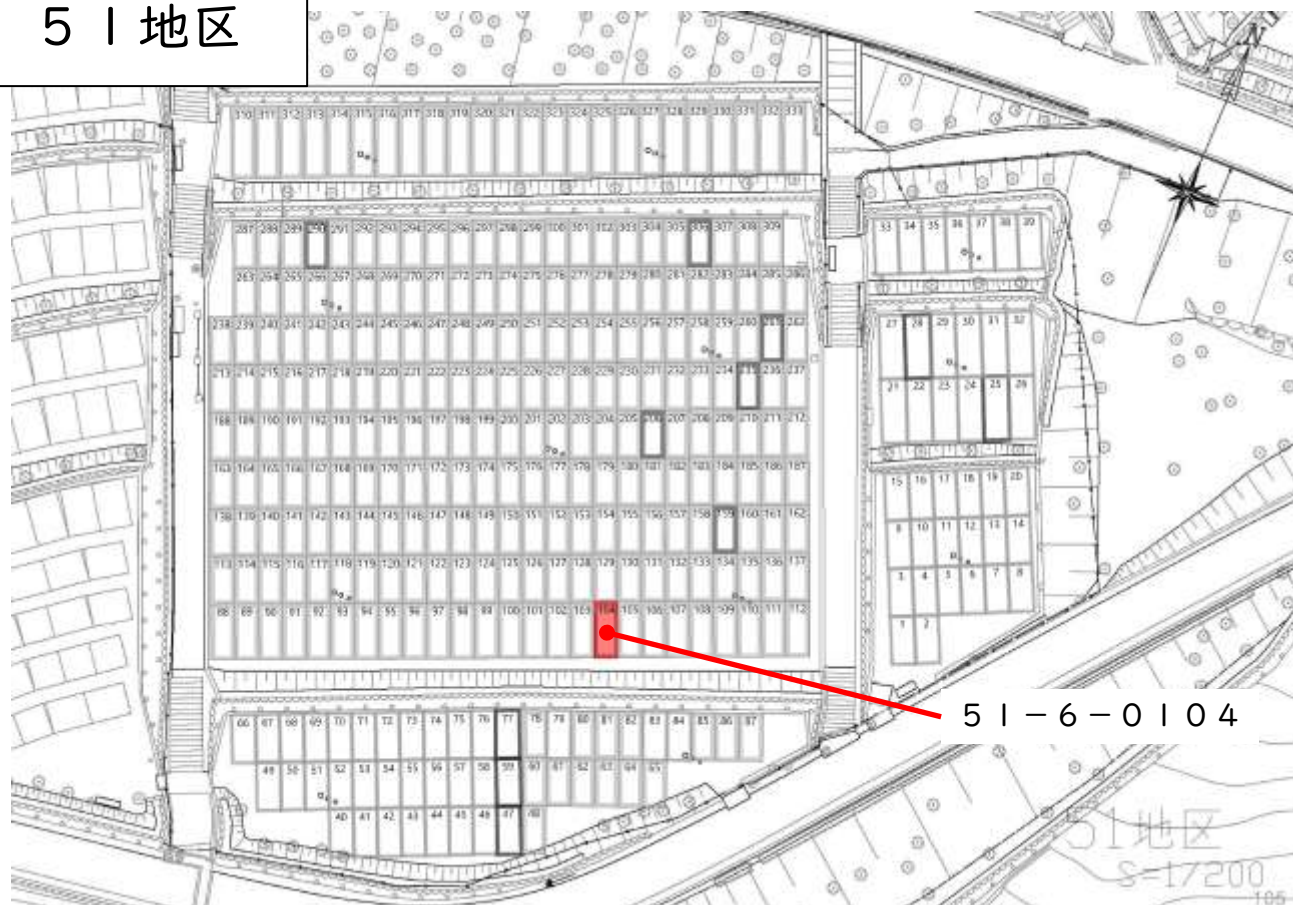
4 3 - 5 - 0 0 5 7

4 3 - 4 - 0 1 6 2



5 1 地区

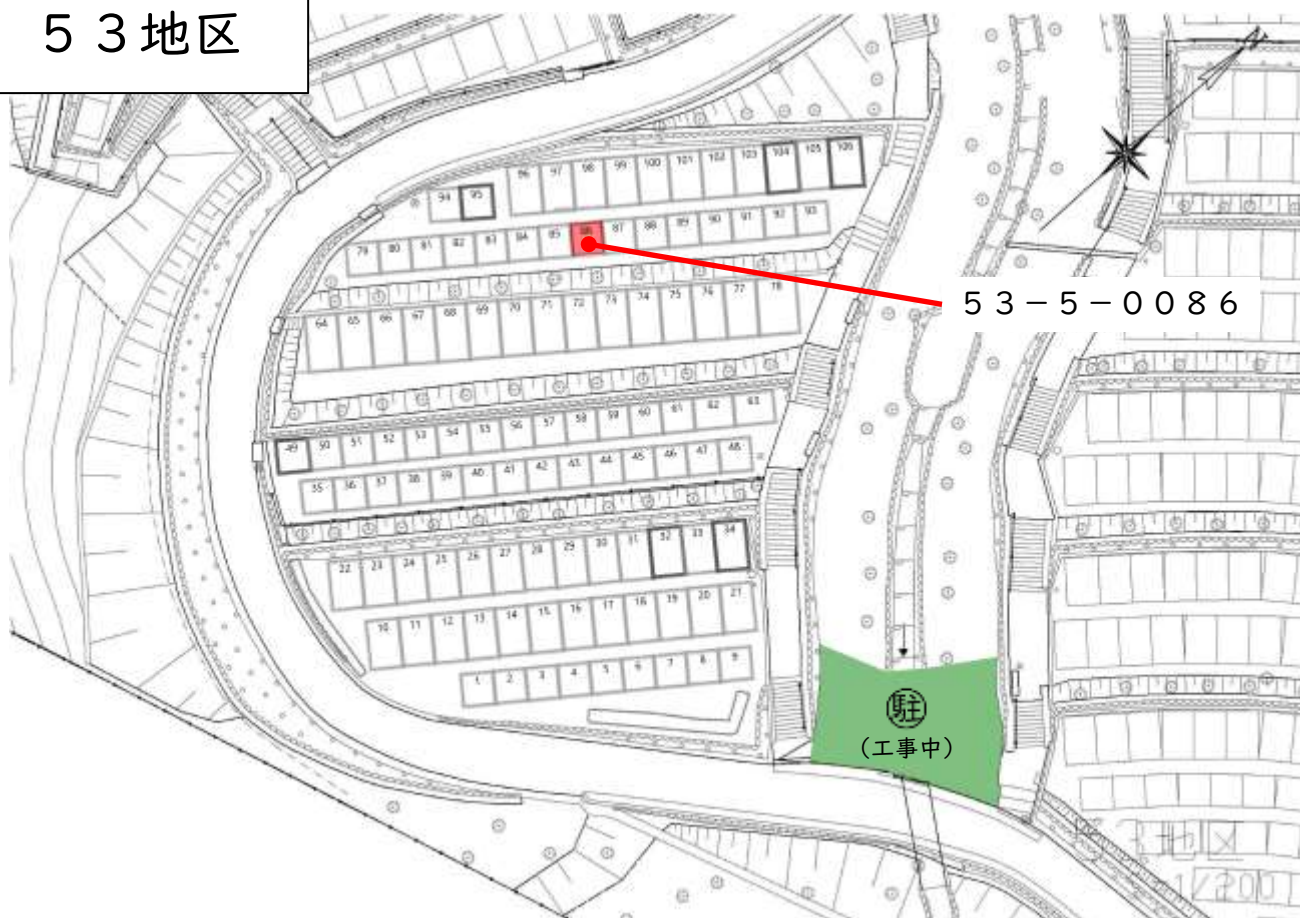
5 1 - 6 - 0 1 0 4



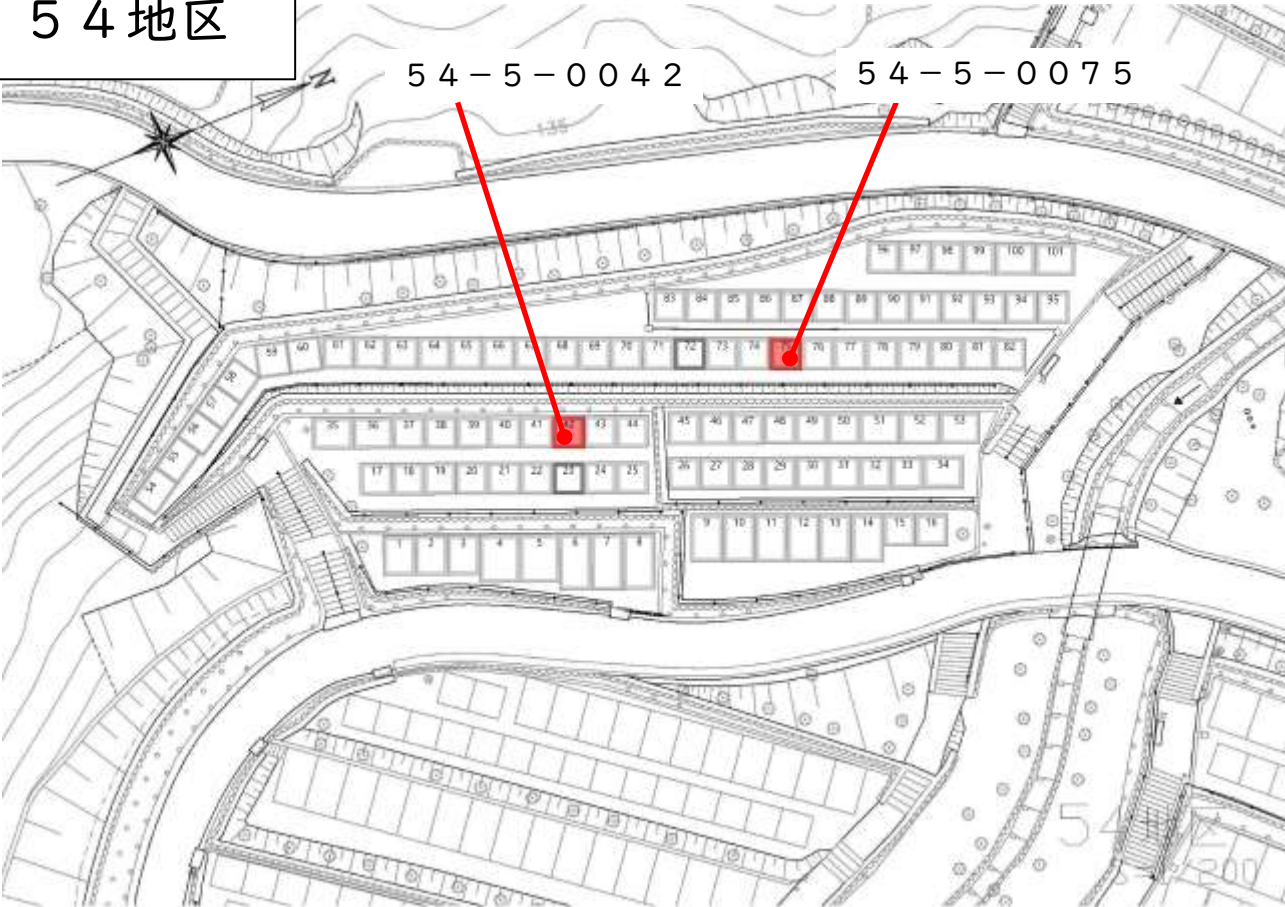
5 2 地区



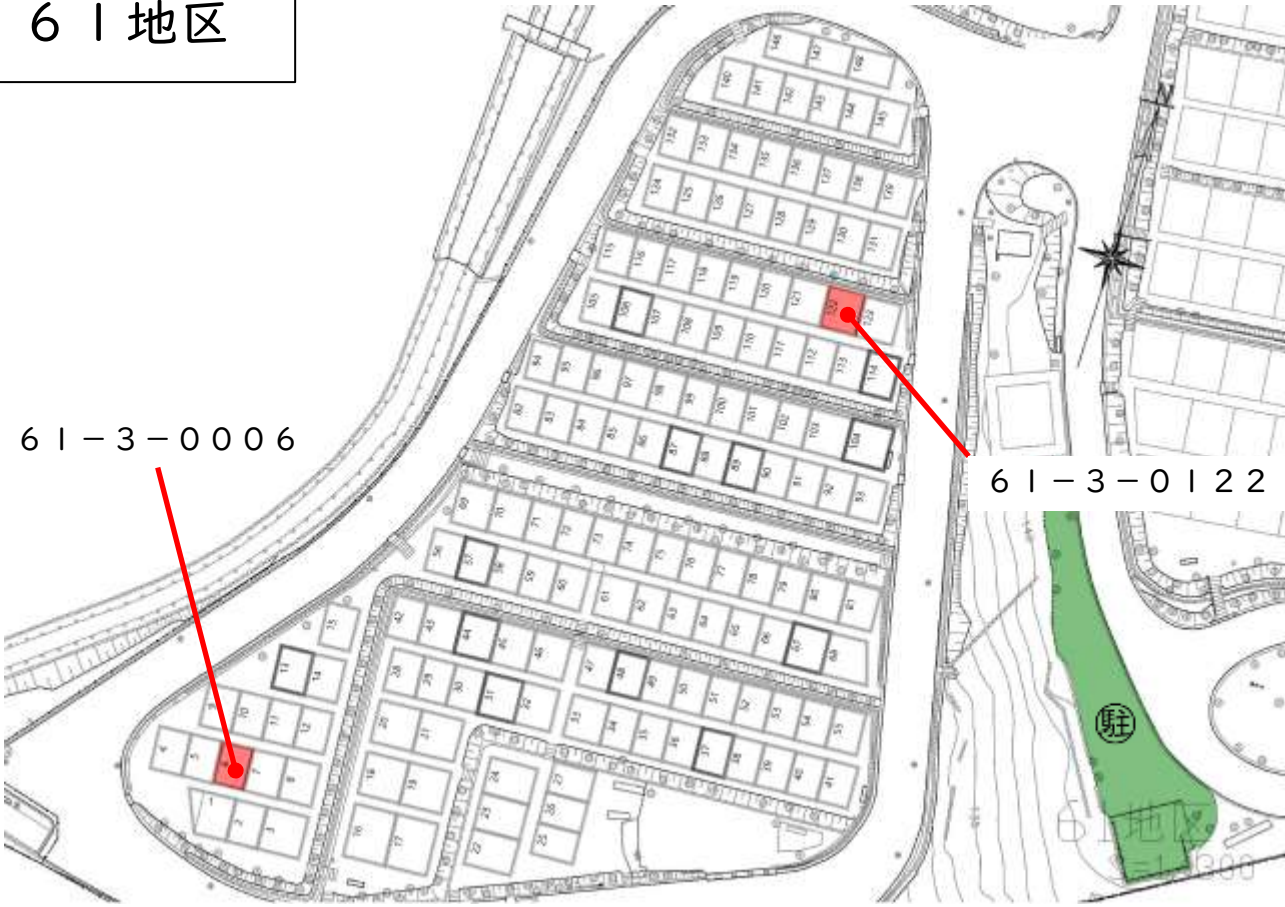
5 3 地区



5 4 地区



6 1 地区



6 3 地区



6 4 地区

6 4 - 5 - 0 3 7 1

6 4 - 5 - 0 3 3 0

6 4 - 5 - 0 3 3 3

6 4 - 5 - 0 2 7 3

6 4 - 4 - 0 0 7 8

6 4 - 5 - 0 2 8 4

6 4 - 4 - 0 1 6 7

6 4 - 4 - 0 0 6 8

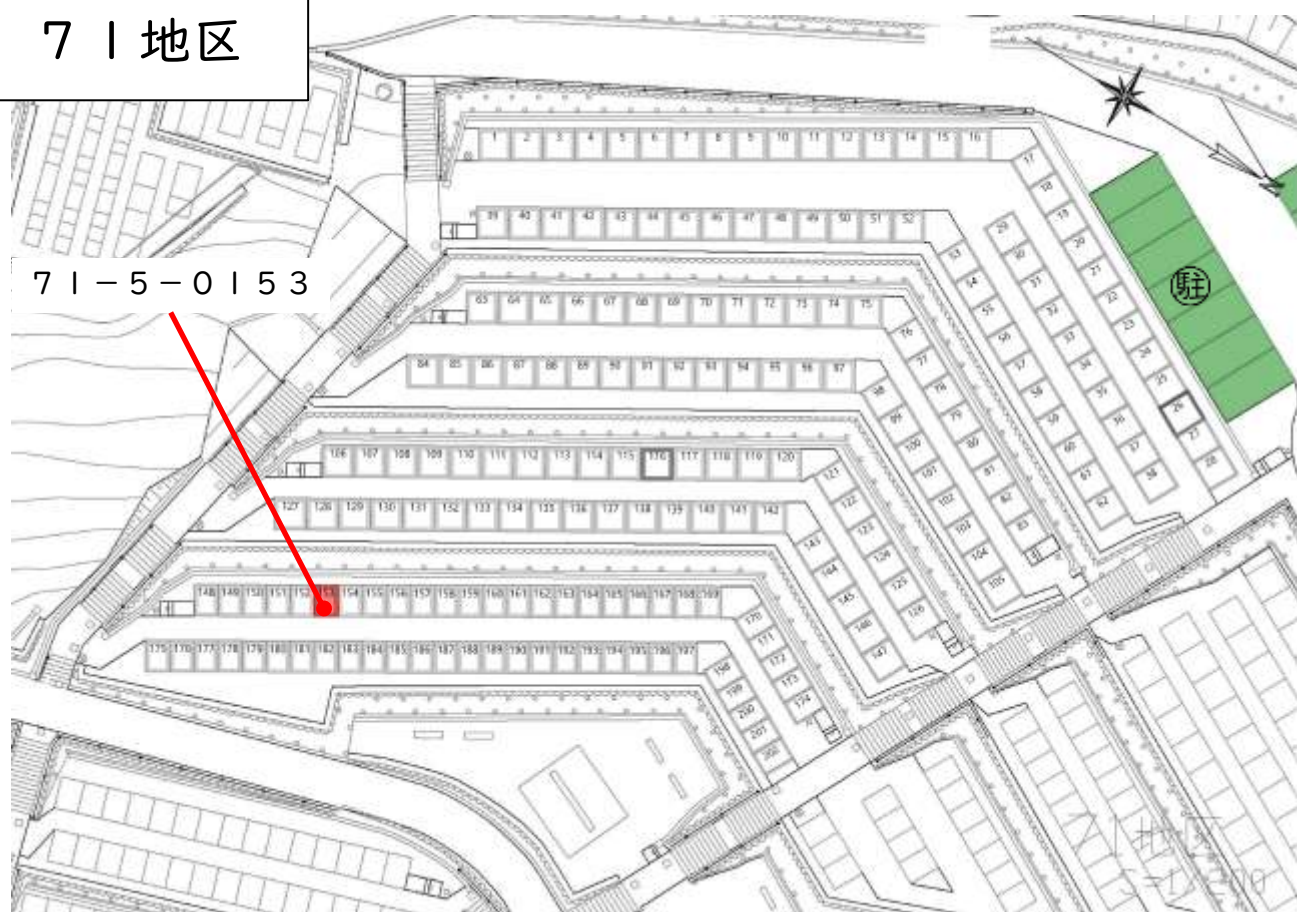
6 4 - 4 - 0 0 6 2

6 5 地区

6 5 - 5 - 0 0 2 7

6 5 - 5 - 0 0 8 1

71地区



72地区



芦屋市一般墓地使用における注意事項

芦屋市霊園一般墓地の使用にあたっては、以下の項目を遵守してください。

1 使用の目的

一般墓地は、墳墓を造営し、又は堂塔、碑石若しくは形像類を建設する目的以外に使用することはできません。

2 墓碑の建立

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。下記以外の基準等については、芦屋市環境課にお問い合わせください。

- (1) 墓碑の建立は、使用許可を受けた区画（以下「使用区画」という。）ごとに一基です。
- (2) 芝生墓地は洋風墓地を設置する目的で造成したものですので、和風墓碑等の建立は認められません。
- (3) 墓碑等の工作物の建設等の際は施設建設施工届、建設後は施設建設完了届を提出してください。

3 使用区画の維持管理

使用区画は、申込者の責任で定期的に清掃や除草等の維持管理をしてください。

4 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,220円で算出した額を毎年4月に納付しなければなりません。

5 使用権の承継

使用者が死亡された後は、使用権の相続承継が必要です。生前承継はできません。

6 使用区画の返還

使用区画が不用となったときは、一般墓地の利用者は、市に返還しなければなりません。返還の際は、ご自身の費用で更地（巻石等もすべて撤去）にしてください。

なお、一般墓地の使用許可日から3年以内に使用区画の全部を返還したとき（使用許可の取消しの場合を除く）は、使用料の7割相当額を返還します。

7 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用区画を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 使用区画の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、墓碑等を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令（墓地、埋葬等に関する法律）又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

8 使用権の消滅

次のいずれかに該当する場合には、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者から5年以内に使用承継の申出がないとき。
- (2) 使用者である法人等が解散したとき。
- (3) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

9 届出・申請

次のような場合には、届出・申請が必要です。

- (1) 工作物等の建設、改修、撤去、移転又は植樹するとき。また、工作物等の工事を完了したとき。
- (2) 焼骨を埋蔵するとき。
- (3) 使用者が死亡し、使用権を承継するとき。
- (4) 使用区画を返還するとき。
- (5) 埋蔵されている焼骨を改葬するとき。
- (6) 一般墓地使用許可書の記載事項（本籍、住所又は氏名、法人等の住所又は代表者）に変更があったとき。
- (7) 一般墓地使用許可書を紛失、又は破損若しくは汚損により使用できなくなり、再交付が必要なとき。

芦屋市霊園へのアクセス



バスでご来園

阪急芦屋川駅・ＪＲ芦屋駅
・阪神芦屋駅から阪急バス
で「芦屋病院前」行き「霊
園前」下車

タクシーでご来園

阪急芦屋川駅から約１０分、
阪神芦屋駅・ＪＲ芦屋駅か
ら約１５分

お車でご来園

園内各所に駐車場がありま
す。なお、お車で園内に出
入りができる時間は下記のと
おりです。

開門時間

東門	入口	8:00～16:45
	出口	8:00～17:00
西門		8:00～16:45

お問い合わせ先

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
霊園・火葬場係

TEL：０７９７－３８－３１０５

FAX：０７９７－３８－２１６２

芦屋市霊園ホームページ

芦屋市役所ホームページ

[トップページ](#) > [くらし](#) >
[霊園・火葬場](#) > [霊園](#)

※「芦屋市霊園」でも検索できます。

